

相模原市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 号

相模原市議会基本条例の一部を改正する条例

相模原市議会基本条例(平成 2 6 年相模原市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「本市の」次に「重要な」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」といいます。)に定める検査及び調査その他の権限を行使すること。

第 5 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 法に定める議会の権限の適切な行使に資するため、市民の負託を受け、誠実にその職務を行うこと。

第 8 条第 1 項中「地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)」を「法」に改める。

第 9 条中「本市の」次に「重要な」を加える。

第 1 1 条中「地方自治法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。